

○南伊豆地域清掃施設組合職員の育児休業等に関する規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第9号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）及び南伊豆地域清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第10号。以下「条例」という。）に基づく職員の育児休業等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号ア(イ)の規則で定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第2号ア(イ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

(条例第4条第3号及び第5条の規則で定める特別の事情)

第3条 条例第4条第3号及び第5条の規則で定める特別の事情は、条例第6条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

(条例第4条第3号ウの規則で定める場合)

第4条 条例第4条第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第4条第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第4条第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている者であって、同法第6条の4第1号に規定する養育里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）若しくは同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親であるものを含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例第5条第3号の規則で定める場合)

第5条 前条の規定は、条例第5条第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第6条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第7条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第8条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

第9条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第9条に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令書の交付)

第10条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児休業を承認する場合

- (2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児短時間勤務計画書)

第11条 条例第14条第6号の規則で定める計画書は、育児短時間勤務計画書(様式第3号)とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第12条 条例第16条の規則で定める請求書は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)とする。

- 2 前項の育児短時間勤務承認申請書による育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第13条 第8条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務等に係る辞令書の交付)

第14条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(部分休業の承認の請求手続)

第15条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第5号)により行うものとする。

- 2 第6条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消事由等)

第16条 第8条の規定は、部分休業について準用する。

(補則)

第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

育児休業承認請求書

(任命権者) _____ 様	請求年月日	年 月 日
	所属 請求者 職名 氏名 _____ ㊟	
下記のとおり 育児休業の承認・育児休業の期間の延長 を請求します。		
請求に係る子	氏名（続柄等） 生年月日 年 月 日生	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 （再度の育児休業又は育児休業の期間の延長が必要な事情を記入）	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
備考		

(注)

- ① この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「備考」欄には、ア 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、イ 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、ウ 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ④ 該当する口にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
受理年月日	年 月 日
決裁年月日	年 月 日

㊟

養育状況変更届

年 月 日 届出

(任命権者)

_____ 様

所属

職名

氏名 _____ ㊟

次のとおり 育児休業・育児短時間勤務・部分休業 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 - その他（ _____ ）
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他（ _____ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

育児短時間勤務計画書

(任命権者) _____ 様	提出年月日	年 月 日	
	請求者	所属 職名 氏名 _____ ㊟	
南伊豆地域清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例第14条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備考			

- (注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅延なく）提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ この出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、1 及び 2 の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

様式第4号 (第12条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者) _____ 様	請求年月日 年 月 日
下記のとおりに	請求者 所属 職名 氏名 _____ ⑤ を請求します。
請求に係る子	氏名(続柄等) 生年月日 年 月 日生
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務の形態	週 時間勤務 育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号(3時間55分×5日) <input type="checkbox"/> 第2号(4時間55分×5日) <input type="checkbox"/> 第3号(7時間45分×3日) <input type="checkbox"/> 第4号(7時間45分×2日+3時間55分×1日) <input type="checkbox"/> 第5号 _____ の勤務の形態
勤務の日及び時間帯	月(: ~ :) 火(: ~ :) 水(: ~ :) 木(: ~ :) 金(: ~ :)
既に承認を受けた 育児短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
備考	

- (注) ① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
 ② 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 ③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「備考」欄に必要な事項を記入すること。
 ④ 「備考」欄には、ア 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、イ 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、ウ 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
受理年月日	年 月 日	⑤
決裁年月日	年 月 日	

様式第5条（第15条関係）

部分休業承認請求書

請求年月日		年 月 日
(任命権者) _____ 様		請求者 所属 職名 氏名 _____ ㊟
下記のとおり部分休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親
氏 名		氏 名
続 柄 等		子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 託児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設() <input type="checkbox"/> その他() (託児時間： 時 分～ 時 分) (託児時間： 時 分～ 時 分)	
4 通 勤 時 間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)	
5 請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他()
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他()
6 備 考		

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- ② 請求に係る子について、ア 職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の運用を受けている場合、イ 託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- ③ 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- ④ 該当する□には \surd 印を記入すること。

※ 任命権者記入欄		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不 承 認
受理年月日	年 月 日	㊟
決裁年月日	年 月 日	

